

れんげじスマイルホール「行為許可時」利用料金

条例 別表第 2(第 11 条関係)

区分		単位	利用料金
第 6 条第 1 項第 1 号 又は第 2 号の行為を する場合	(1) 物品の販売、募金その他これに類する営業 行為	1 平方メートル 1 日	円 30
	(2) 広告物の掲示又は表示	1 平方メートル 1 日	1,520